

受動喫煙防止対策に関する調査

調査結果に基づく通知

- * この調査は、総務省京都行政評価事務所が平成18年8月から11月にかけて、国の庁舎等多数の人々が利用する公共施設等における受動喫煙防止対策の実施状況等について、その対策の推進の観点から、行政評価・監視活動の一環として行ったものです。
- * 「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として法規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。
- * 調査結果は、平成18年12月18日、国の行政機関等に対して通知します。



〈本件照会先〉
総務省京都行政評価事務所
第1評価監視官室
担当：山下、藤田、和田
電話：075-211-2561(代表)



制度の概要

健康増進法(平成14年法律第103号)

〈目的〉国民保健の向上を図ること

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

→受動喫煙防止措置を講じ
ることを**努力義務化**

新ガイドライン

(平成15年5月厚生労働省労働基準局長通知)

健康増進法の施行とともに旧ガイドラインを見直し、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、事業場における受動喫煙防止に係る措置の具体的な内容及び留意点を示したもの

人事院指針

(平成15年7月人事院勤務条件局長通知)

国の職員の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成の促進を図ることを目的として国の庁舎内における受動喫煙防止に係る措置の具体的な内容及び留意点を示したもの

受動喫煙を防止する方法

- ① 全体を常に禁煙とすること(全面禁煙)
- ② 喫煙室又は喫煙コーナーのみを喫煙場所としそれ以外の場所を禁煙とすること(空間分煙)

調査のポイント
公共施設等における
受動喫煙防止対策の
実施状況・啓発状況

調査方法

○アンケート調査

調査対象 京都府内の国の行政機関(173機関)、独立行政法人等(100機関)、地方公共団体(71機関)、公共的な民間施設(57機関(病院、鉄軌道駅、百貨店、金融機関、宿泊施設等))

*計401機関(回答数387機関(回収率96.5%))

- 調査内容
- ① 受動喫煙防止対策の現況
 - ② 喫煙室及び喫煙コーナーの構造・設置場所
 - ③ 今後の受動喫煙防止対策について
 - ④ その他

○実地調査

調査対象 京都府内において多数の者の利用が見込まれる庁舎施設等
国の機関25機関・独立行政法人等10機関
*計35機関

- 調査内容
- ① 喫煙形態
 - ② 空気環境測定の実施状況
 - ③ 公用車における喫煙状況
 - ④ その他

1 健康増進法第25条の周知状況

健康増進法第25条

公共施設等の管理者に対し、**受動喫煙防止措置を講じる努力を義務づけ**！

→公共施設等の管理者は、この規定を承知し、受動喫煙防止措置に取り組んでいるか？

[アンケート調査結果※] **国の行政機関(国)、国以外の機関(その他)では、
約1割の管理者が規定を承知していない状況。
該当の数：387機関中37機関(うち国18機関)**

※本アンケート調査は匿名調査として実施したものです。(以下同じ)

2 受動喫煙防止措置の実施状況等

新ガイドライン・人事院指針

①庁舎等全体を常に禁煙とすること(全面禁煙)、あるいは、②喫煙室又は喫煙コーナーのみを喫煙場所とし、それ以外を禁煙とすること(空間分煙)

(1) 受動喫煙防止措置を講じていないもの(アンケート調査結果、387機関中7機関(うち国4))

[理由]・愛煙家が多いため：1機関

・職員数及び来訪者数が極めて少ないため：6機関(うち国4)

(2) 受動喫煙防止措置が遵守されていないもの(実地調査結果、35機関中5機関(③は①で重複))

① 禁煙場所で喫煙が行われているもの……………**国2機関※**

※京都行政評価事務所、自衛隊京都地方協力本部

② 禁煙場所である出入口付近に、吸殻入れを設置して

いるが、当該場所で喫煙が行われているもの……………**3機関(うち国1機関※)**

※京都運輸支局

③ 禁煙場所に灰皿が置かれているもの……………**国1機関※**

※京都行政評価事務所

(3) 施設内の飲食スペースが自由喫煙となっているもの (実地調査結果)

……………飲食スペースがある16機関中**2機関(うち国1機関※)**

※京都御苑管理事務所



3 分煙措置を実施している機関における喫煙室等の整備状況



(1) 喫煙室の整備状況等

新ガイドライン・人事院指針

喫煙室内には、排気装置を設けること
(空気清浄装置を設置している場合にも排気装置を設置する。)

[アンケート調査結果]

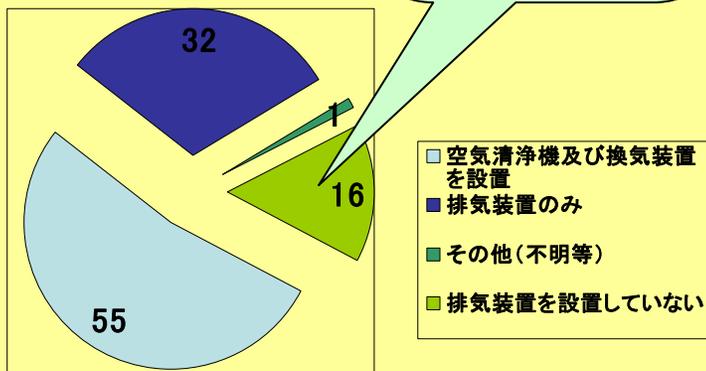
喫煙室設置: 105機関(うち国53)

うち、指針等規定に適合していないもの

16機関(15.2%、うち国**7機関**)

このうち、改善予定なしとしているもの

10機関
(うち国**3機関**)



(2) 喫煙コーナーの整備状況等

新ガイドライン・人事院指針

喫煙コーナーには、周囲との仕切りを設けるとともに排気装置を設置すること(空気清浄装置を設置している場合も排気装置を設置する。)

人事院指針運用通知

庁舎外に喫煙所を設ける場合は周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮すること等

[アンケート調査結果]

建物外に設置: 51機関(うち国18)

建物内に設置: **104機関**(うち国39)

うち、指針等規定に適合していない**83機関**(国**33機関**)
の中で改善予定なしとしているもの: **46機関**(55.4%、うち国**17**)

[実地調査結果] 建物外に設置: 18機関

うち配慮を要するもの(重複あり)

①灰皿(注)を出入口のすぐ横に設置しているもの等、通行の流れ等への配慮が十分でないもの・・・**13機関**(72.2%、国**11機関**※)

※海上自衛隊舞鶴地方隊、京都財務事務所、京都税関支署、京都地方方法務局、京都地方方法務局福知山支局、京都保護観察所、京都七条公共職業安定所、中京社会保険事務所、近畿農政局、京都運輸支局、京都御苑管理事務所

(注)吸殻廃棄用である旨を明示していないものを含む。

②雨よけがなく雨の日に喫煙ができないもの
.....国**2機関**※(11.1%)

※海上自衛隊舞鶴地方隊、京都保護観察所

③会議室を隔てた奥のベランダにあるため会議室使用中は喫煙できないもの.....国**1機関**※(5.6%)

※京都保護観察所



(3) 喫煙室及び喫煙コーナーにおける空気環境測定の実施状況

新ガイドライン・人事院指針

喫煙室・喫煙コーナーとその周辺における浮遊粉じん、一酸化炭素の濃度、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速について、3月に1回以上の空気環境測定を行うこと

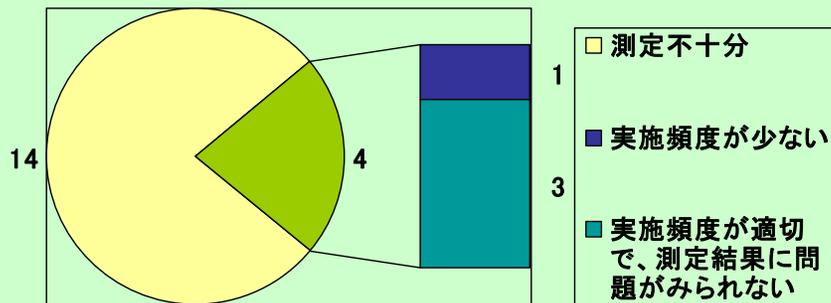
[実地調査結果]

建物内に喫煙室又は喫煙コーナーを設置している18機関(国15、その他3)のうち、**人事院指針等に基づく空気環境測定を行っていない(注)もの**

14機関(77.8%、うち国8※)

(注)周辺を測定していても喫煙室内又は喫煙コーナーの測定を実施していない場合は、本事例に該当。

また、測定を行っている4機関中**1機関***(国)は測定頻度が**基準の頻度より少ない**。



※京都財務事務所、京都税関支署、中京社会保険事務所、近畿農政局、福知山河川国道事務所、京都運輸支局、第八管区海上保安本部、舞鶴海洋气象台

*京都地方気象台

(4) 喫煙場所の案内等の状況

新ガイドライン・人事院指針

来客者等には喫煙場所を知らせて理解と協力を求めること

[実地調査結果]

* 模範的・推奨的な取組事例

- 来訪者の待ち時間が長時間に及ぶ場合に配慮し、待合用の受付机に施設内禁煙の表示を行って、来訪者の協力を求める工夫をしているもの(国1機関※) ※福知山労働基準監督署
- 来訪者が多く敷地が広いことから喫煙場所以外では禁煙であることを徹底するため施設案内図に喫煙場所を明示しているもの(その他1機関)

しかし、..

来訪者が多く敷地が広いにもかかわらず施設案内図等に喫煙場所が示されていないなど喫煙場所等に関する表示が十分でないもの(その他1機関)



4 受動喫煙防止対策等の推奨的な取組状況 [実地調査結果]



(1) 受動喫煙防止等に関する啓発活動の実施状況

新ガイドライン・人事院指針

喫煙者等に対して、受動喫煙防止や禁煙に関する啓発活動を積極的に行うこと

【模範的・推奨的な取組例】

- ① 喫煙が健康に及ぼす害や喫煙マナーに関する表示を喫煙室や喫煙コーナーに掲示しているもの……………国3機関※

※海上自衛隊舞鶴地方隊、京都税関支署、中京社会保険事務所

- ② ホームページに受動喫煙防止対策の必要性に関する説明等を掲載しているもの……………その他1機関

- ③ 禁煙に関する講習会や禁煙相談を実施しているもの
(上部機関実施のものを利用している場合を含む。)

……………4機関(うち国1※)

※京都税関支署

- ④ 上部機関が実施する禁煙マラソンや禁煙本の貸出について、職員にその利用を呼びかけているもの

……………国1機関※

※京都税関支署



(2) 【模範的・推奨的な取組】公用車における受動喫煙防止措置の実施状況

新ガイドライン・人事院指針では、公用車における受動喫煙防止措置について示されていないものの、公用車を保有している34機関のうち、

国5機関※(14.7%)は、車内禁煙を取り決め実践している!

※海上自衛隊舞鶴地方隊、京都税関支署、福知山労働基準監督署、京都七条公共職業安定所、京都運輸支局(舞鶴庁舎)

5 今後の課題(まとめ)

調査結果の総括

- ・ 人事院指針等に沿った受動喫煙防止措置がなされていない状況がみられる。
(ex. 飲食スペースが自由喫煙、喫煙室等の構造・設備に不備、空気環境測定が未実施、喫煙者に対する協力要請が不十分)
- ・ 人事院指針が実施することが適当であるとしている禁煙サポート対策について特段の取組を行っていないのがみられる。

国は、今後、各機関の状況に応じて、非喫煙者のみならず喫煙者にも配慮の上、(1)～(4)の措置を講じるよう努める必要がある。

(1) 受動喫煙防止対策の取組の推進

空間分煙を行う場合、以下に配慮する。

- ・ **施設内の飲食スペースでも受動喫煙防止措置を講じること**
- ・ **排気装置や仕切り等を完備した喫煙室及び喫煙コーナーを設置すること**

(2) 建物内の喫煙室及び喫煙コーナーにおける**空気環境測定の実施**

- ・ 浮遊粉じん、一酸化炭素の濃度、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速について、3月に1回以上の測定を実施すること

(3) 喫煙者に対する協力要請や配慮措置の徹底

- ・ 喫煙場所の表示がない施設において、
① 指定場所以外は禁煙であることを明示すること ② 喫煙場所の案内表示を行うこと
*** 指定場所以外での喫煙を防止すること**

(4) 禁煙サポート対策等に関する取組の推進

* 実地調査で把握した**模範的・推奨的な取組例**

- 公用車の車内禁煙 ○ 禁煙啓発ポスターの喫煙室内掲示 ○ 禁煙マラソン参加の働きかけ
- ホームページに受動喫煙による健康への害や禁煙の呼びかけ ○ 禁煙本の貸し出し など

☆このような取組が、**より多くの施設に広がっていくことが期待される!**



上記(1)～(4)を通知し、改善を要請
通知日:平成18年12月18日
通知先:国の行政機関(その他の機関には参考連絡)